

00051

鳥取縣公報

昭和十六年九月五日
第千二百六十五號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

縣令

◇鳥取縣令第四十四號

保健婦規則施行細則左ノ通之ヲ定ム

昭和十六年九月五日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

保健婦規則施行細則

第一條 本令ニ於テ規則ト稱スルハ昭和十六年七月厚生省令第三

十六號保健婦規則ヲ謂フ

第二條 本令ニ依リ知事ニ提出スベキ文書ハ所轄警察署ヲ經由ス

ベシ

第三條 規則第二條ノ規定ニ該當スル者ハ保健婦試験ヲ受クルコ

トヲ得ズ

第四條 保健婦試験施行ニ關シ必要ナル事項ハ豫メ之ヲ告示ス

第五條 保健婦試験ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ左記各號ノ事項ヲ

具シ所定ノ期日迄ニ當廳（縣外在住者ハ直接）ニ願出ツベシ

一 本籍、現住所、氏名及生年月日

二 自筆履歷書

三 精神病及結核、トラホーム、花柳病、其ノ他ノ傳染性疾

患者（病原體保有者ヲ含ム）ニ在ラザルコトヲ證明スル

醫師ノ診斷書

四 戶籍謄本

五 願書提出前六月以內ニ撮影シタル名刺形半身寫眞

六 試験手数料

鳥取縣公報

每週曜日發行

（休日ニ當ル時ハ翌日）

昭和十六年九月五日

第千二百六十五號

（昭和四年四月十五日）

（第三種郵便物認可）

00052

七 規則第五條ノ規定ニ依リ試驗科目ノ一部免除ヲ受ケムトスル者ハ看護婦免狀ノ寫

所轄警察署長前項ノ願書ヲ受理シタルトキハ各事項ノ正否及出願者ノ素行ニ關シ調査副申スベシ

第六條 前條ノ試驗ニ合格シタル者ニハ保健婦試驗合格證書ヲ交付ス

第七條 不正ノ行法ニ依リ保健婦試驗ヲ受ケタル者ノ試驗ハ之ヲ無効トシ已ニ交付シタル合格證書ハ其ノ効力ヲ失フ

第八條 保健婦ノ免許並規則第八條ニ定ムル徽章ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ第五條第一項第一號乃至第五號ノ事項ノ外左記各號ノ事項ヲ具シタル願書ヲ提出スベシ但シ再交付ヲ受ケムトスル場合ニ在リテハ特ニ其ノ事由ヲ詳記スベシ

一 資格證書ノ寫(所轄警察署長ノ對照アルヲ要ス)

二 免許若ハ再渡手數料

第九條 保健婦本縣内ニ於テ其ノ住所ヲ變更シタル場合ハ新舊住所ヲ具シ十日以内知事ニ届出ツベシ

訓令

鳥取縣訓令甲第十八號

他ノ道府縣ヨリ本縣内ニ其ノ住所ヲ變更シタルモノトナルトキハ第八條ニ準ジ保健婦免狀ノ書換ヲ申請スベシ

第十條 保健婦業務ノ停止處分者及免許ノ取消ヲ受ケタル者ハ五日以内ニ保健婦免狀ヲ提出又ハ返納スベシ

第十一條 保健婦ハ左記各號ノ事項ヲ遵守スベシ

一 疾病ノ豫防及母性又ハ乳幼児ノ保健衛生ニ關スル指導並傷病者ノ療養指導ニ關シ特ニ知事ノ命シタル事項

二 業務從事中ハ處定ノ徽章ヲ左肋ニ佩用スルコト

三 保健婦ノ資格ナキ者ニ徽章ヲ貸與セザルコト

四 保健婦ノ資格ナキ者ヲシテ自己ノ業務ヲ代行セシメザルコト

五 前各號ノ外特ニ命シタル事項

第十二條 前條各號ノ一ニ違背シタル者ハ保健婦ノ免許ヲ取消スコトアルベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

00053

告示

鳥取縣告示第七百九號

賃金統制令第二十一條ノ規定ニ依リ左ノ組合ヲ指定ス

一 鳥取縣土木建築工業組合

昭和十六年九月五日

市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ負擔スル國民學校職員ノ旅費給與ニ關シテハ昭和七年七月鳥取縣訓令第十四號縣費支辨旅費規則ヲ準用シ昭和十六年四月一ヨリ之ヲ適用ス

昭和十六年九月五日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

市 町 村 長
市 町 村 學 校 組 合 管 理 者
町 村 學 校 組 合 管 理 者
國 民 學 校 長

鳥取縣告示第七百十號

昭和十五年四月十九日鳥取縣告示第二百七十三號ハ告示ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

賃金統制令第二十四條ノ規定ニ依リ協定賃金變更ノ件昭和十六年九月五日左ノ通認可ス

昭和十六年九月五日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

一 申請者

鳥取縣知事 入 田 三 郎

鳥取縣土木建築工業組合

- 二 事業ノ種數 土木業、建築業
- 三 協定賃金適用區域 鳥取縣一圓
- 四 協定賃金ノ内容

(一) 定額賃金制

(1) 一日ノ所定就業時間十時間ニ對スル定額日給ハ左ノ如シ

職種別	賃金最高最低額		摘要	
	最高額	最低額	最高額	最低額
大工	二、五〇	一、〇〇		
小割石工	二、八〇	一、〇〇		
積石工	三、五〇	一、二〇		
左官	二、六〇	一、〇〇		
木挽	三、〇〇	一、二〇	一、五〇	一、六〇
部屋人夫	二、三〇	一、〇〇		
土人夫	二、三〇	一、〇〇	一、五〇	一、六〇
人夫	二、〇〇	一、八〇	一、三〇	一、五〇
鉾力工	二、二〇	一、〇〇		

建具工	二、五〇	一、〇〇	
疊工	二、五〇	一、〇〇	
表具工	二、五〇	一、〇〇	
塗師	二、六〇	一、〇〇	
葺屋根職	二、六〇	一、〇〇	
瓦屋根職	二、八〇	一、一〇	
鳶筋職	三、〇〇	一、二〇	
鐵筋工	二、八〇	一、一〇	
煉瓦積工	三、〇〇	一、二〇	
鍛冶職	三、五〇	一、二〇	
荷馬車挽(金輪)	七、〇〇	三、〇〇	荷馬車付
荷馬車挽(護膜輪)	八、〇〇	三、一〇	荷馬車付
荷車挽	二、五〇	一、〇〇	荷車付

(イ) 土工ト稱スルハ土木業ノ作業ニ従事シタル前歴一年以上ノモノニシテ且ツ所轄警察署長ノ承認ヲ受ケタルモノヲ謂フ

(ロ) 月給トシテ雇傭スル場合ノ最高額及最低額ハ(1)ノ規定ニ依ル各職種別定額日給額ニ三十ヲ乘ジテ得タル額ノ範圍内トス

(二) 請負給制

(1) 請負給制ノ場合ニ於ケル最高賃金額算定ニ當リテハ每一日ノ賃金ニ付適用スルモノトシ(一)ノ(1)ニ規定スル各職種

00056

(三) 手當、實物給與

(1) 手當

勞務者ニ對シ左ノ手當ヲ支給ス

種 類

額 又 ハ 率

給 與 條 件

早出殘業手當

其ノ者ノ日給額ノ一割以內

早出殘業ノ場合一時間ニ付

役付手當

其ノ者ノ日給額二割以內

組頭、小頭ニ對シ一ヶ月ニ付

(2) 實物給與

勞務者ニ對シ左ノ實物ヲ給與ス但シ賄ヲ爲サザル場合ト雖モ現金支給ヲ爲サザルモノトス

種 類

數 量

評 價 格

給 與 條 件

食 事

三 食

男 二十五錢
女 二十錢

部屋人夫ニ對シ一日ニ付

住 居

一、五疊

一 錢 五 厘

部屋人夫ニ對シ一日ニ付

(四) 本協定ニ定ムル賃金ヲ超エテ賃金ヲ支給セムトスル場合ハ各事業主ニ於テ豫メ知事ノ許可ヲ受クルモノトス

附 則

(五) 昭和十五年四月十九日鳥取縣告示第二百七十四號ハ昭和十六年九月四日限り之ヲ廢止ス

◇鳥取縣告示第七百一十一號

00057

昭和十六年七月鳥取縣告示第五百八十三號廢止物ノ最高販賣價格中左ノ改正ス

昭和十六年九月五日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

一 別表(一)ノ規格ノ小幅麻布(手織機ニ依ルモノ)最高販賣價格中(二)ノ次ニ左ノ如ク加フ

(ホ) 本表中公價番號六號、七號、一〇號乃至一二號及一六號ノ白生地ノモノニシテ無地染及捺染加工ヲ施シタルモノノ販賣價格ハ本表價格ニ左記ノ額ヲ加算シタルモノトシ錢ニ滿タザル端數ハ之ヲ四捨五入スルモノトス

疊縁地用黒染堅糊仕上ゲ

一 疋ニ付

一 圓

同 雜色染堅糊仕上ゲ

同

一、四四

本 麻 並 染 加 工

同

一、四四

交 織 並 染 加 工

同

一、二一

手捺染本染着尺仕上ゲ

一 反ニ付

四、〇三

機械捺染着尺仕上ゲ

同

一、七三

手捺染友禪柄一色物

一 疋ニ付

六、九〇

同 二色以上物

同

九、二〇

絞 付 用 石 持 染

一 反ニ付

四、六〇

(三) 別表(二)ノ規格ノ小幅麻布(力織機ニ依ルモノ)生機最高販賣價格ヲ 二 別表(二)ノ規格ノ小幅麻布(力織機ニ依ルモノ)生機最高販賣價格ニ改ム

00058

右價格中(ロ)及三別表(三)ノ規格ノ廣幅麻布(力織機ニ依ルモノ)生機最高販賣價格中(ハ)中「四拾五入スルモノトス」ヲ四拾五入スルモノトシ使用原絲ヲ異ニスルモノニ在リテハ本表中最モ近似セル安キモノノ價格ト同値トス」ニ改ム

三 別表(三)ノ規格ノ廣幅麻布(力織機ニ依ルモノ)生機最高販賣價格中公價番號六〇號ノ項ヲ左ノ如ク改ム

六〇 子供服生地 二、〇二五 二、〇八五 二、一三〇 二、七九〇

三 別表(三)ノ規格ノ廣幅麻布(力織機ニ依ルモノ)生機最高販賣價格中公價番號七〇號ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

七二 帆布生地 二、七四〇 二、八二〇 三、〇一五 三、七七〇
 七三 同 二、一九〇 二、二五五 二、四一〇 三、〇一〇
 七四 同 二、四六五 二、五四〇 二、七一五 三、三九〇
 七五 同 一、九八〇 二、〇四〇 二、一八〇 二、七三〇
 七六 同 二、二二〇 二、二八五 二、四四五 三、〇六〇
 七七 同 一、七七五 一、八三〇 一、九六〇 二、四五〇
 七八 同 二、一四〇 二、二〇五 二、三六〇 二、九五〇
 七九 同 一、七一五 一、七六五 一、八九〇 二、三六〇

五 別表(五)ノ規格ノ更生絲交織廣幅麻布(力織機ニ依ルモノ)生機最高販賣價格

五ヲ六ニ改メ 四ノ次ニ五トシテ左ノ如ク加フ

00059

公價番號 品 種 生産者最高販賣價格 產地元賣業者最高販賣價格 卸賣業者最高販賣價格 小賣業者最高販賣價格 (單位一碼)

一〇一 苳地及子供服生地 圓 九〇〇 九一五 九八〇 一二三〇
 一〇二 同 一、一〇五 一、一四〇 一二〇 一、五三〇
 一〇三 子供服生地 一、三二〇 一、三六〇 一、四五五 一、八二〇
 一〇四 同 一、五五〇 一、五九五 一、七〇五 二、一三〇
 一〇五 苳地及子供服生地 一、一六〇 一、一九五 一、二八〇 一、六〇〇
 一〇六 同 一、五七〇 一、六一九 一、七三〇 二、一六〇
 一〇七 帆布生地 一、四四〇 一、四八五 一、五九〇 一、九九〇
 一〇八 同 一、二九五 一、三三五 一、四三〇 一、七九〇

別表(三)廣幅麻布力織機ニ依ルモノ規格表中七〇號ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

七一 子供服生地 三〇、五 六〇 麻絲 二〇 三七 麻絲 二〇 三七 平織 仕上幅 二八、五吋以上
 七二 帆布生地 二四、〇 四〇 同 四 二五 同 四 二五 同 同 二二吋以上
 七三 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
 七四 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
 七五 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
 七六 同 二八、五 同 同 一二 四〇 同 同 二八 同 同 同
 七七 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

00060

別表 (四) 蚊張地規格表ノ次ニ左ノ如ク加フ

(五) 更生絲交織廣幅麻布(力織機ニ依ルモノ)生機規格表

規格 番號	品 種	寸 法		種 類	經 組 番 手 (密 度)	緯 組 番 手 (密 度)	方 織	摘 要	
		幅	長						
一〇一	蕊地及子供服生地	三〇、五六〇	麻絲	二五	本以上三一	更生絲	九	本以上三〇	平織 仕上幅六、吋以上
一〇二	同	同	同	同	三八	同	同	三七	同
一〇三	子供服生地	三一	同	同	四五	同	同	四三	同 元吋以上
一〇四	同	同	同	同	六〇	同	同	四〇	同 元、吋以上
一〇五	蕊地及子供服生地	同	同	同	三〇	同	同	四四	同
一〇六	同	同	同	同	六五	同	同	四三	同
一〇七	帆布生地	二八、五四〇	同	同	二〇	同	同	四〇	同 元、吋以上
一〇八	同	同	同	同	一七	同	同	三七	同

◇鳥取縣告示第七百十二號

カー、イ下配給統制規則第十條ノ規定ニ依リ、ノ通團體ヲ指定ス

昭和十六年九月五日

鳥取縣内燃機工業組合
鳥取縣木造船工業組合

鳥取縣知事 入 田 三 郎

◇鳥取縣告示第七百十三號

米穀現在高調査員左ノ通異動アリタリ

昭和十六年九月五日

囑託者 解囑者
中根 德治 中山 敏夫

鳥取縣知事 入 田 三 郎
擔當調査區域 職務執行ノ場所
西伯郡大幡村 西伯郡大幡村役場
昭和十六年八月二十五日

◇鳥取縣告示第七百十四號

鳥取縣畜産組合聯合會々長並ニ副會長任期滿了ニ依リ選舉ノ結果左記ノ通選任ニ付九月五日付認可セリ

昭和十六年九月五日

鳥取縣知事 入 田 三 郎
入 頭 郡 賀 茂 村
會 長 黒 田 藤 重
東 伯 郡 以 西 村
副會長 小 椋 重 朗

00061

00062

◇鳥取縣告示第七百十五號

昭和十六年十月六日ヨリ國民學校教員、幼稚園保母檢定試驗檢定ヲ左ノ通鳥取市東町鳥取縣會議事堂ニ於テ施行ス志願者ハ市町村役場ヲ經由シ九月二十五日迄ニ當廳へ到達スル様出願スベシ(他府縣在住者ハ直接當廳へ出願ノコト) 試驗當日ハ午前七時三十分迄ニ試驗場ニ出頭スベシ

昭和十六年九月五日

鳥取縣知事

入田三郎

國民學校訓導

鳥取市東町 寺園勝志

月	日	時	
		自	至
十月	六日	九時	十一時
		十一時	十二時
		十二時	二時
		二時	三時
		三時	四時
十月	七日	九時	十一時
		十一時	十二時
		十二時	二時
		二時	三時
		三時	四時
十月	八日	九時	十一時
		十一時	十二時
		十二時	二時
		二時	三時
		三時	四時
十月	九日	九時	十一時
		十一時	十二時
		十二時	二時
		二時	三時
		三時	四時
十月	十日	九時	十一時
		十一時	十二時
		十二時	二時
		二時	三時
		三時	四時

算術(筆算)	國語(講讀)	音樂(理論)	珠算
漢文(講讀)	文法	生物通論、動物生理及衛生	植物
習字	代數	圖畫理論	鑛物
習字	修身	自在畫	音樂(實地)
物理	化學	用器畫	物理化學(實驗)
公民	體操(理論)	農業(理論)	博物實驗觀察

00063

國民學校初等科訓導

月	日	時	
		自	至
十月	六日	九時	十一時
		十一時	十二時
		十二時	二時
		二時	三時
		三時	四時
十月	七日	九時	十一時
		十一時	十二時
		十二時	二時
		二時	三時
		三時	四時
十月	八日	九時	十一時
		十一時	十二時
		十二時	二時
		二時	三時
		三時	四時
十月	九日	九時	十一時
		十一時	十二時
		十二時	二時
		二時	三時
		三時	四時
十月	十日	九時	十一時
		十一時	十二時
		十二時	二時
		二時	三時
		三時	四時

裁縫(理論)	裁縫(實地)	農業(實地)
教育史	學校管理法	心理學
裁縫(理論)	家事(理論)	家事(實地)
裁縫(實地)	家事(理論)	武道(實地)
地理	歷史	武道(理論)
教育史	工作(理論)	體操(實地)

00063

00064

國民學校 核准訓導		月 日	時	至	自	午	前	後
十月六日	修身	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
七月	教育	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
八月	算術 (筆算)	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
九月	地理	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月	裁縫 (實地)	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
國民學校初等科 准訓導		月 日	時	至	自	午	前	後
十月九日	修身	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月十日	算術 (筆算)	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月九日	國語 (講讀)	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月九日	習字	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月九日	作文	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月九日	珠算	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月九日	音樂 (實地)	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月九日	自在畫	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月九日	理科實驗觀察	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月九日	音樂 (實地)	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月九日	體操 (實地)	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月九日	工作 (實地)	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時

國民學校 專科訓導		月 日	時	至	自	午	前	後
十月十四日	教育ノ大要	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月十五日	實地	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月十五日	授業法	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月十五日	地理	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月十五日	歷史	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月十五日	體操 (實地)	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
國民學校 養護訓導		月 日	時	至	自	午	前	後
十月十一日	學校衛生施設	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月十三日	教育	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月十三日	修身	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月十三日	公民	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月十三日	學校衛生實技	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時
十月十三日	學校衛生法規	九時	十一時	九時	十一時	十一時	十二時	十二時

00066

時	月	日	前		午		後			
			至	自	九時	八時	二時	一時	三時	四時
十月	六月	六日	修身	教育	理科	習字	作文	歷史	地理	理科實驗觀察
七日	算術	術	保育	育	習字	作文	歷史	地理	理科實驗觀察	
八日	國語(講讀)	裁縫(理論)	裁縫	(實地)	工作(實地)	理科實驗觀察				
九日	自在畫	音樂(實地)	體操(實地)							

◆鳥取縣告示第七百十六號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケルたまねぎノ種子最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年九月五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

たまねぎノ種子最高販賣價格

品名	生産者庭先渡最高販賣價格(正味一石當)	卸賣業者最高販賣價格(正味一石當)	小賣業者最高販賣價格	摘	要
			正味一升當 正味一合當 正味一勺當 小袋一袋當		

00067

たまねぎ	一、三〇〇圓	一、四三〇圓	一、七、八七圓	一、九〇圓	二、二圓	九錢	一升當一九〇匁以上 二〇〇匁未滿ノモノ
	一、一〇〇圓	一、二二〇圓	一、五、二二圓	一、六〇圓	一、九圓	八	一升當一八〇匁以上 一九〇匁未滿ノモノ

- 一 生産者庭先渡最高販賣價格及卸賣業者最高販賣價格ハ包裝費及荷造費ヲ含ミ小賣業者最高販賣價格ハ包裝費ヲ含ムモノトス
- 二 小賣業者最高販賣價格ニ付五合以上ヲ取引ノ單位トシテ販賣スル場合ハ一升當價格ニ依リ五合未滿五勺以上ヲ取引ノ單位トシテ販賣スル場合ハ一合當價格ニ依リ五勺未滿一勺以上ヲ取引ノ單位トシテ販賣スル場合ハ一勺當價格ニ依ル但シ錢位未滿ノ端數ハ四捨五入トス
- 三 農事試驗場農會又ハ採種組合ニ於テ利用又ハ採種スル原種又ハ一代雜種ニハ本表價格ヲ適用セズ
- 四 本表價格ハ昭和十六年十二月三十一日ヲ以テ其ノ効力ヲ失フモノトス

◆鳥取縣告示第七百十七號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ注文洋服等最高販賣價格及注文洋服等最高裁縫料(裏地及其ノ他ノ附屬品附)左ノ通指定ス

昭和十六年九月五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- (1) 注文洋服等最高販賣價格ハ價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ商工大臣又ハ地方長官ノ指定シタル表生地ノ要尺ノ小賣業者販賣

價格ニ一、三ヲ乘ジテ得タル額ニ二ノ注文洋服等最高裁縫料ヲ加算シタル額ニ依ルモノトス但シ本表價格ニハ物品稅ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

(2) 注文洋服ノ引渡アリタル後六箇月以上ニ互ル月賦支拂ヲ爲ス場合ノ最高販賣價格ハ本表價格ニ其ノ五分ニ相當スル額ヲ加算シ得ルモノトス

二 注文洋服等最高裁縫料(裏地及其ノ他ノ附屬品附)(單位一著)

(1) 背 廣 (三ッ揃)

仕上 種別	裏 地	最高價格
上 格	絹織物又ハアルバカ	四六、〇〇
	交織絹織物	四一、〇〇
中 格	絹織物又ハアルバカ	四一、〇〇
	交織絹織物	三七、〇〇
並 格	絹織物アルバカ及交織絹織物以外ノ織物	三四、〇〇
	交織絹織物	三四、〇〇
	絹織物アルバカ及交織絹織物以外ノ織物	二九、〇〇

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)

表生地使用量三米二〇ヲ超ユル場合ノ價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス

兩前仕立ノモノノ最高價格ハ本表價格ノ五分上ゲトス

ステン襟又ハ立襟仕立ノモノノ最高價格ハ本表價格ト同値トス

上衣ノミノ仕立ノ場合ノ最高價格ハ本表價格ノ四割下ゲ上衣及ア、ヨッキノ仕立ノ場合ノ最高價格ハ本表價格ノ二割下ゲズボ

(2) オーバーコート

仕上 種別	裏 地	最高價格
上 格	絹織物又ハアルバカ	四六、〇〇
	交織絹織物	四一、〇〇
中 格	絹織物又ハアルバカ	四一、〇〇
	交織絹織物	三七、〇〇
並 格	絹織物アルバカ及交織絹織物以外ノ織物	三四、〇〇
	交織絹織物	三四、〇〇
	絹織物アルバカ及交織絹織物以外ノ織物	二九、〇〇

表生地使用量二米九〇ヲ超ユル場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス

兩前仕立ノモノノ最高價格ハ本表價格ノ五分上ゲトス

ステン襟又ハ立襟仕立ノモノノ最高價格ハ本表價格ト同値トス

(3) 國 民 服

型 別	仕上 種別	裏 地	最高價格
甲 號	上 格	絹織物又ハアルバカ	三〇、〇〇
	中格 以下	上格裏地以外ノ織物	二六、〇〇
乙 號	上 格	絹織物又ハアルバカ	二七、〇〇
	中格 以下	上格裏地以外ノ織物	二三、〇〇

(イ) 表生地使用量甲號ニ在リテハ三米、乙號ニ在リテハ二米八〇ヲ超ユル場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス

(ロ) 上衣ノミノ仕立ノ場合ノ最高價格ハ本表價格ノ三割下ゲ、ズボンノミ仕立ノ場合ノ最高價格ハ本表價格ノ六割下ゲトス
(4) 國民服外套
仕立種別 裏地 最高價格
上格 絹織物交織絹織物又ハアルパカ 三八、〇〇圓
中格 以下 上格裏地以外ノ織物 三四、〇〇

(5) 國民服中衣 最高價格 七、〇〇
モーニングコート(ズボンヲ除ク) 最高價格 六三、〇〇

(イ) 表生地使用量二米二〇ヲ超ユル場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割五分上ゲトス
(ロ) 變り型仕立(燕尾服フロックコート又ハタキシードヲ含ム)ノ場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割五分上ゲトス
(7) コールズボン 最高價格 一一、〇〇圓
仕立種別 最高價格
上格 一〇、〇〇
中格 以下 一〇、〇〇

表生地使用量一米三〇ヲ超ユル場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス

(8) 詰襟上下組 裏地 最高價格
仕上種別 絹織物交織絹織物又ハアルパカ 二六、〇〇圓
上格 以下 二六、〇〇
中格 以下 二三、〇〇
上格裏地以外ノ織物 二三、〇〇

(イ) 表生地使用量二米八〇ヲ超ユル場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス
(ロ) 上衣ノミノ仕立ノ場合ノ最高價格ハ本表價格ノ四割下ゲ、ズボンノミノ仕立ノ場合ノ最高價格ハ本表價格ノ六割下ゲトス
(9) 絹夏服上下組 最高價格
仕上種別 裏地 最高價格
上格 絹織物 二九、〇〇
中格 以下 上格裏地以外ノ織物 二一、〇〇

表生地使用量三米一〇ヲ超ユル場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス
兩前仕立ノモノノ最高價格ハ本表價格ノ五分上ゲトス
ステン襟又ハ立襟仕立ノモノノ最高價格ハ本表價格ト同値トス
上衣ノミノ仕立ノ場合ノ最高價格ハ本表價格ノ三割下ゲ、ズボンノミノ仕立ノ場合ノ最高價格ハ本表價格ノ六割下ゲトス
チヨッキ附ノ場合ノ價格ハ本表價格ノ三割上ゲトス

(10) 絹以外ノ夏服上下組

仕上種別 裏地 最高價格
上格 絹織物交織絹織物又ハ白キヤラコ 二二、〇〇圓
中格 以下 上格裏地以外ノ織物 一七、〇〇

(イ) 表生地使用量三米一〇ヲ超ユル場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス
(ロ) 兩前仕立ノモノノ最高價格ハ本表價格ノ五分上ゲトス
(ハ) ステン襟又ハ立襟仕立ノモノノ最高價格ハ本表價格ト同値トス
(ニ) 上衣ノミノ仕立ノ場合ノ最高價格ハ本表價格ノ三割下ゲ、ズボンノミノ仕立ノ場合ノ最高價格ハ本表價格ノ六割下ゲトス

(ホ)	チヨツキ附ノ場合ノ價格ハ本表價格ノ三割上ゲトス	
(11)	ト 種 別	最高價格
	合 ト ン ビ	四〇、〇〇
	冬 ト ン ビ	五二、〇〇
(12)	表生地使用量三米八〇ヲ超ユル場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス	四〇、〇〇
	大和コート	最高價格
	表生地使用量三米ヲ超ユル場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス	四〇、〇〇
	婦人コートハ本表價格ト同値トス	
(13)	レインコート	最高價格
	表生地使用量二米八〇ヲ超ユル場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス	三七、〇〇
	兩前仕立ノモノノ最高價格ハ本表價格ノ五分上ゲトス	
	ステン襟又ハ立襟仕立ノモノノ最高價格ハ本表價格ト同値トス	
(14)	ノーリツコート	最高價格
	表生地使用量一米八〇ヲ超ユル場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス	一一、〇〇
	乗馬用ズボン	最高價格
(15)	表生地使用量一米五〇ヲ超ユル場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス	一一、〇〇
	ニツカー又ハ半ズボン	最高價格
(16)	表生地使用量一米四〇ヲ超ユル場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス	九、〇〇

(17)	團服上下組	最高價格
	(イ) 本表價格ハ表地ニ更生絲織物、ス・フ織物又ハ交織ス・フ織物ヲ使用シタルモノノ最高價格トシ毛織物又ハ梳織織物ヲ使用シタルモノノ最高價格ハ國民服乙號ノ最高價格ニ依ルモノトス	一〇、〇〇
	(ロ) 表生地使用量三米ヲ超ユル場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス	
(18)	學生用マント	最高價格
	表生地使用量三米ヲ超ユル場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス	一三、〇〇
(19)	學生用オーバーコート	
	仕上種別	裏 地
	上 格	絹織物又ハ交織絹織物
	中 格	同
	並 格	上格裏地以外ノ織物
	表生地使用量二米九〇ヲ超ユル場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス	最高價格
	兩前仕立ノモノノ最高價格ハ本表價格ノ五分上ゲトス	三五、〇〇
	ステン襟又ハ立襟仕立モノノ最高價格ハ本表價格ト同値トス	三二、〇〇
(20)	厚 司	最高價格
	表生地使用量二米五〇ヲ超ユル場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス	七、〇〇
(21)	(イ) 本表價格ノ表生地要尺ハ凡テ四幅(五六吋)以上ノモノヲ謂ヒ其ノ他ノ幅ノモノハ其ノ面積割合ニヨリ換算スル所ニ依ルモノトス	
	(ロ) 國民服、國民服外套、國民服中衣、コールズボン、トンビ、大和コート、レインコート、ノーリツコート、乗馬ズボン、	

ニツカー又ハ半ズボン、團服上下組、學生用マント、學生用オーバーコート又ハ厚司ノ變り型仕立ノ場合ノ價格ハ本表價格ト同値トシ其ノ他ノモノ(モーションゴートヲ除ク)ノ變り型仕立ノ場合ノ最高價格ハ本表價格ノ一割上ゲトス

(ハ) 仕立種別ノ上格、中格及並格ノ區別並ニ變り型ハ全日本洋服商業組合聯合會ノ定ムル所ニ依ルモノトス

(一) 本告示ニ依リ算出シタル價格ト雖モ奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項第三號ノ規定ニ依リ昭和十五年七月商工省告示第三百四十號ノ定ムル所ノ販賣價格ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

(二) 本表價格ハ注文洋服商ガ下請ヲ爲サシムル場合ノ裁縫料ニハ之ヲ適用セザルモノトス

◇鳥取縣告示第七百十八號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年九月五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣雜木ベニヤ板販賣業組合
(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ雜木ベニヤ板ノ販賣ヲ業トスル者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及實施ノ日

(イ) 額 別記ノ通
(ロ) 實施ノ日 昭和十六年九月五日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ
雜木ベニヤ板最高販賣價格 (單價 一平方尺當)

品 目	厚	使用	面	特撰品	一等品	二等品
松 板	三、五耗	片	面	圓 一四九	圓 一三八	
	四	同		一六一	一五〇	
	五、五	同		一一二	一〇一	
	六	同		一一二	一一三	
楸 板	四	片	面	〇七〇増	〇七〇増	一六一
	五、五	同		一一七	一一二	
	六	同		二八〇	二二六	
		同		〇八〇増	〇八〇増	
桧 板	四	片	面	一九四	一七二	一六一
	五、五	同		二四〇	二二三	
	六	同		二五八	二三六	
		同		〇八〇増	〇八〇増	
楮 板	四	片	面	二五六	二〇六	一九四
	五、五	同		三〇二	二五七	二四六

品名	厚	使用面	特撰品	一等品
樺板	六	同	、三二〇	、二六九
樺板	五、五	同	、〇八〇増	、〇八〇増
樺板	四	同	、二五六	、二〇〇
樺板	六	同	、三〇二	、二四六
樺板	五、五	同	、三二〇	、二六四
樺板	四	同	、〇九〇増	、〇九〇増
樺板	五、五	同	、二九〇	、三二八
樺板	六	同	、三四一	、二七九
樺板	五	同	、三五二	、二九二
樺板	四	同	、一〇〇増	、一〇〇増
樺板	六	同	、四五二	、二七八
樺板	五	同	、四七五	、三〇二
樺板	四	同	、五〇四	、三三一
樺板	六	同	、一五五増	、一〇〇増
樺板	五	同	、四四一	、四四一
樺板	四	同	、四六四	、四〇三
樺板	六	同	、四九三	、四三二
樺板	五	同	、三二〇増	、三二〇増
樺板	四	同	、四四一	、三七九
樺板	六	同	、四六四	、四〇三
樺板	五	同	、四九三	、四三二
樺板	四	同	、三二〇増	、三二〇増

註 以上ハ六尺×三尺以下ノ壹平方尺當リ單價トス
 特別ベニヤ板最高販賣價格 (價 一平方尺當)

品名	厚	使用面	特撰品	一等品
楓ベニヤ合板	四	片	、一、二二六	、一、二二六
楓ベニヤ合板	五、五	同	、一、二八六	、一、二八六
楓ベニヤ合板	六	同	、一、三〇〇	、一、三〇〇
楓ベニヤ合板	四	同	、一、二二六	、一、二二六
楓ベニヤ合板	五、五	同	、一、二八六	、一、二八六
楓ベニヤ合板	六	同	、一、三〇〇	、一、三〇〇
チークベニヤ合板	四	同	、七三三	、六二〇
チークベニヤ合板	五、五	同	、七九三	、六七〇
エンボスドモールディング最高販賣價格 (單價 一本當)				
品目	寸	法	價	格
楓、桧、朴エンボスド	六尺	× 六分巾	、一二七	
楓、桧、朴エンボスド	六尺	× 七分巾	、一六〇	
楓、桧、朴エンボスド	六尺	× 八分巾	、一九八	
楓、桧、朴エンボスド	六尺	× 一寸巾	、二六八	
楓、桧、朴エンボスド	六尺	× 三角五分	、一七二	
楓、桧、朴エンボスド	六尺	× 三角六分	、一九一	
楓、桧、朴エンボスド	六尺	× 丁型五分	、二六三	
楓、桧、朴エンボスド	三尺	× 玉棒四分丸	、一三四	

00078

但シチーズニ割ハ九棒ノ二分ノ一、四ツ割ハ九棒ノ四分ノ一ノ價格トス
 大塚式化粧ベニヤ板最高販賣價格 (單位一枚當)
 品目 寸法 厚 特撰品 一等品
 楠ベタ貼 長五尺一寸巾二尺八寸 三、五耗 一〇、四七 八、六二
 右ハ片面化粧貼ノモノノ價格トス
 前各表ノ販賣價格ハ賣主店頭又ハ倉庫渡ノ價格トス

◇鳥取縣告示第七百十九號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス
 昭和十六年九月五日

被保險者證 記號 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事 務所所在地並名稱	無効トナリタル被保 險者證交付年月日	無効トナリ タル年月日
職島まい 二二三	太田 綾子	鳥取市東品治町六一ノ一 株式會社 丸由百貨店	一六、五、五	一六、七、二二
同 七三	寺垣 笹枝	同	一五、五、三〇	一六、七、二六
職島たい 三八	桑田 乙藏	鳥取市二階町一丁目六一 第一徵兵保險株式會社鳥取監督所	一五、五、三〇	一六、六、三〇
職米さよ 二一	本多 宗十	米子市東倉吉町 株式會社 米子銀行	一六、五、三〇	一六、七、一

鳥取縣知事 入 田 三 郎

00079

◇鳥取縣告示第七百二十號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス
 昭和十六年九月五日

被保險者證 記號 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事 務所所在地並名稱	無効トナリタル被保 險者證交付年月日	無効トナリ タル年月日
職島たい 六〇	宮本 徳次郎	鳥取市二階町一丁目六一 第一徵兵保險株式會社鳥取監督所	一六、二、六	一六、七、二九
同 四	坂口 幹	同	一六、五、三〇	一六、七、一
鳥ひ 五三二	福本 壽郎	鳥取市東品治町六一ノ二 日ノ丸自動車株式會社	一三、一、一五	一六、三、二四
米よ 二二三二	石原 正光	米子市久米町 日本曹達株式會社米子製鋼所	一四、一〇、四	一六、七、二七
日ひる 九四	中原 久平	日野郡日野上村 日野上村 鑛山	一五、二、三	一六、七、八

鳥取縣知事 入 田 三 郎

◇鳥取縣告示第七百二十一號

當管内ニ於ケル健康保險齒科醫左ノ通指定セリ
 昭和十六年九月五日

診療所々在 地	氏名	鳥取縣知事	入 田 三 郎	指定年月日
日野郡溝口町大字溝口二二三	野 坂 陸 子	入 田 三 郎	入 田 三 郎	昭和十六年八月二十九日
東伯郡由良町大字由良宿一一一三	田 中 藤 吉	入 田 三 郎	入 田 三 郎	同
入頭郡河原町大字河原一九ノ二	竹 内 正 久	入 田 三 郎	入 田 三 郎	同

彙

報

物價問題と吾等

個々の行爲は國家盛衰の分岐點

(商 工 課)

縣は曩に政府の施設に即應して新商道徳樹立に關する強調運動を實施したのであつたが、この種の運動がかかる一定期間に行はれる強調のみによつてその目的を完全に達成し得るものでないことはいふまでもない。眞に、絶えざる當局者の指導と、熱誠なる國民の協力によつて、漸を追つて舊習を打破して新しき道の樹立に邁進しなければならぬのである。

今や我が國を繞る國際情勢は寸刻を許さぬ緊迫の状態にあつて實に我が國は未だかつてない非常の時局に直面してゐる。従つて支那事變の處理を完遂して今後の國際情勢に備へる爲には、一日も速かに高度の國防國家体制を完了して、毅然としてこれに對處せねばならぬ趨勢にあるのである。即ち生産力の擴充を圖り國防産業の確立を確保すると共に、戦時に於ける國民生活の安定を期するとは現下戦時經濟運営の最大眼目でないならばならない。し

かして物價問題は實に經濟運営の基本をなすものであつて、我々國民の眞剣にその解決を圖らねばならぬ最重要問題であるといはねばならぬ。

今更いふまでもなく、戦時に於ては物資の需給は著しく均衡を失ひ、物價騰貴の趨勢はいやが上にも助長せられるものであつてこれに對する方策が宜しきを得ないならば、遂には物價は次々に循環的に騰貴を續け所謂悪性インフレーションを招來するに至る悪性インフレーションが軍需品の調達を困難とし、國民生活は益々脅かされ、一國の經濟は根本的に破壊されて、高度國防國家体制の建設はもとより、目前の戦争そのもの遂行さへ不可能となるものであることは明かであつて、悪性インフレーションが遂には國家を滅亡にさへ導くことはその例が少くないのである。

従つて戦時に於ける物價政策は何處までも低物價政策をその基調とすべきであつて、政府に於ては既に九・一八價格による物價停止、公定價格の制定、奢侈生活を抑制すべき七・七禁令、其の他各種の物價政策を講じて物價の抑制施設が行はれてゐるのであるが、その結果國民の物價問題に關する理解も漸次深まつて、一

昨年以來急騰の勢にあつた物價も一時やがて平康の感があつたが現在では決して心をゆるめることの出来ない實情である。

中には刻下の生産力擴充と物價との關係から、一部重要物資に對する價格引上げの要を唱ふる向もあるのであるが、これについてもそれらの點に對しては充分工夫研究をこらしてその増産確保に萬全の措置を講ずると共に、政府は極力低物價政策の堅持に努められてゐることは各位承知の通りである。

一面又低物價の堅持は國民の消費規制と購買力の抑制が根本條件である。國民の消費が散漫であり、購買力が盛であつては如何に政府が低物價を維持しようとしても到底これを果し得べきものではないのであつて、當局に於て配給組織の整備改善と購買力の吸収に對してあらゆる方策を講じつゝあることも周知の通りである。

しかし爲政當局に於て如何に物價政策に努力しても、一般國民の心からなる協力がなければ決して所期の目的を達成することは出来ない。政策は政府で樹立しても、實際に日々物價を形成して行くものは生産者と商業者と一般消費者である。即ち一般國民こそ物價をつくり行く者であつて、悪性インフレーションを誘導して我が國の經濟界を混亂せしめ遂に國家を衰亡に導くか、或は健全なる國家經濟を維持して高度國防体制を完成し、複雑極りな

き現下の國際間に立つて毅然たる大東亞の盟主日本を確立するは一にかゝつて吾々國民の覺悟の如何に存するのである。

政府の種々な政策と一般國民の理解協力によつて物價も漸次安定しつゝあるが、しかし一部になほ闇取引とか闇相場といふやうな聲を聞き、又價格公定の結果品質を低下せしめたり數量量目等を減少せしめるとか、或は商人が甚しく不親切になつたとかいふことを耳にするのは實に國家の大恥辱である。

かゝる行爲のあるといふことは即ち將來の我が國經濟界に對する一大警鐘といふべきであつて、これらの事については全國民の充分警戒すべき重要事實である。思ふにかゝる悲しむべき非國民的行爲が絶滅しないといふことは、これ全く國民各自の一つ一つの行爲が直ちに國家の立場を困難ならしめつゝある不忠行爲であつて、自己の私利私益の爲に國家を賣るスパイ行爲と異らぬ大罪惡であることを自覺しないことに基くものといはねばならぬ。國民の一人一人が統制に違反することは、たとひ個々の事犯は輕微のやうに感ぜられても、これが重複して起れば國家全体の經濟力ひいては國家の運命にも影響するものであることは忘れてはならないのである。吾々個々の行爲、個人相互の道徳といふものが、時局下に於て如何に重大なるものであるかといふことについて、深く思ひを致さねばならないのである。

00079-2

00079-1

00080

今や新体制は唱導せられ、大政翼贊運動は澎湃として國內に漲りつゝあること、まことに國家の爲に欣慶に堪えない。そもく新体制とは要するに、國民が其の一切の目的を 天皇翼贊に置くことを生活の原理とし、これによつて所謂一億一心の實を挙げやうとするものであつて、結局我が國体の根本義をさながらに顯現することに外ならない。即ち社會的にも思想的にも、政治的にも教育的にも、しかしてまた經濟的にも從來の西洋的なる個人的利己的な状態を清算して、本來なる日本の心の姿に歸らうとするものである。

しかし明治以來輸入せられた西洋思想は餘りにも國民の精神に浸潤し、その毒素は今なほ相當根強く殘存してゐる。そのことは現在に於ても僅かの不自由にもやゝもすれば不平の聲が巷間に聞かれ、或は闇取引や買占めや賣惜みや、等々が完全に拂拭されなうといふことの中にも見られる。

これは全く明治以來の我が國民が、餘りにも惠まれ過ぎた治世に慣れて、あまりに安らかに個人主義的資本主義的な生活にはぐくまれて來た爲である。時局は今や未曾有の大國難に當面してゐる。今回の擧が成るか成らぬかといふことは、實に我が國の興廢にかゝつてゐる。一朝今事變の處理が失敗に歸し、この大東亞共榮圈成就の大業が不成功に終つたならば、我が國はたちまちに

て第三國以下の弱小國に轉落して英米の順便に屈伏するの憂き目を見るに至ることは明かである。萬世一系の輝かしき國史を有する我が國民が、どうしてかゝる屈辱に甘んじ得やう。

實に國民の一部のものは日常の商取引を除くに小さく見てゐるのである。吾々が買占めをし賣惜みをし闇取引をして不正賣買に仲間入りすることが、直ちに國家の低物價政策を妨害して悪性インフレーションを誘致するに至り、我が國經濟をして破綻に赴かして我が國空前の大業を蹉跌せしめるに至る重大なる一大原因であることを心から感じて居ないで、うっかり輕々に行つてゐる爲であるといはねばならぬ。

吾々は是非國家の低物價政策を完全に確保しなければならぬのであつて、その爲には吾々は徹底的に商取引を公正にして國家の利益を第一とし、國家ありての國民たることを衷心より自覺して、必要に應じては私利を犠牲にするも公に奉ずる本來の日本精神に生きることこそ刻下喫緊の心懸けでなければならぬ。

「商道に映せ日本の美しさ。」賣る人も買ふ人も、みな心から國の爲に朗らかに取引を行ふことによつて、國家の政策に協力して行かうではないか。

昭和十六年九月五日印刷
昭和十六年九月五日發行

發行所 鳥取縣 鳥取市東町 縣
鳥取縣 氣高郡大正村大字古海 取
鳥取縣 鳥取市 支
鳥取縣 鳥取市 支
鳥取縣 鳥取市 支
鳥取縣 鳥取市 支